

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における 棚田の経済的存立構造と資源管理

高 橋 昭 雄

はじめに

ミャンマーの農業といえば、まず想起されるのは、エーヤーワディ川流域の広大な河谷平野やデルタでの米作である。確かにこの地域がミャンマー農業の核心部であるが、この平野部を馬蹄形に開むように、山地が展開しており⁽¹⁾、ここでもまた農業が行われている。筆者はビルマ式社会主義末期から現在に至るミャンマー農村の社会経済について数々の調査研究を行ってきたが、そのほとんどは平原部の農村を対象としたものであった⁽²⁾。ただ1ヵ所、シャン高原の山間部農村で住み込み調査を行っているが、この村の農業は畑作と谷地での水稻作であった。今回は、その存在さえあまり知られておらず、当然本稿で述べるような調査も行われることのなかった、ミャンマー山間地の棚田農業地域に足を踏み入れることができた。本稿は、シャン高原北部、中国国境に極近い、シャン州ムーセー県ナムカン郡にある山村の棚田をめぐる社会経済調査の記録である。

日本で棚田といえば、傾斜が20分の1（水平面を20メートル進んだとき、1メートルほど高くなる傾斜）以上の水田[中島 1999, 13]のことであるが、ミャンマーでは傾斜に関するこのような定義はない。ミャンマー語では棚田のことを「フレーガディッ（hleigâdi'）」と呼び、「階段の踏板」を意味する。そして傾斜地において水田が階段状に展開していればこれをフレーガディッと呼び、

ここで農業を「フレーガディッ・サイッピョーイェー (hleigâdi' sai'pyôuyêi)」⁽³⁾、すなわち「階段耕作」というのである。中国では段状の耕地を「梯田」と呼び、これには水田と畑地の区別がない⁽⁴⁾のに対し、日本の定義もミャンマーの定義も棚田が水田のみを指すであることは共通している。ただし、ミャンマーでは水稻を作付けている水田のみが統計上に現れ、耕作放棄田や米以外の作物を植えている水田は棚田の面積として計上されない。

日本全国の棚田総面積は221,067ヘクタールで、水田総面積の270万ヘクタール（1997年）の約8パーセントに当たるが、1991～93年の調査ではそのうちの約12パーセントが[中島 1997, 46]、1999年ころには20パーセント以上が耕作放棄されているという⁽⁵⁾。すると、放棄されていない水田すべてに水稻が作付けられていると仮定して、ミャンマーの統計と比較可能にすると、日本で水稻が作付けられている棚田面積は多く見積もっても17万7000ヘクタールほどである。一方ミャンマーの場合、表1より、平地の水田面積1382万6330エーカー（1エーカーは約0.405ヘクタール）と棚田面積7万6299エーカーの合計1390万2629エーカー、すなわち563万565ヘクタールが水田総面積となり、うち3万901ヘクタール、すなわち0.5パーセントが棚田ということになる。このようにミャンマー全土においては、日本と比較すると、棚田の比率は極めて少ないとえる。しかし、表1に基づいて州管区別に同様の計算をしてみると、チン州、シャン州北部、同東部、同南部、カヤー州、カチン州では棚田の比率がパーセントでそれぞれ、48.8, 9.6, 5.8, 2.6, 2.5, 2.2となり、山岳部諸州では稻作地として棚田がそれなりに重要であることがわかる。さらにミャンマー政府は、2001/02年度において5万3421エーカーであったチン州、シャン州北部、同東部の棚田面積を、2007/08年度までに16万5321エーカーと3倍にも増加させようとしており、専門の部局も農業灌漑省内部に設けた。環境保全的配慮から、移動焼畑耕作地を重機によって段階状に造成して⁽⁶⁾、土壤の流失を防止するとともに、少数民族の定住化を図ろうとするものである。ミャンマーは、耕作放棄が広が

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理
る日本とは対照的に、棚田あるいはこれに類する階段耕作地をこれから急速に
増加させていくとしているのである。本稿でミャンマーの棚田を取り上げる
第1の理由がここにある。

ところで、移動焼畑耕作地を政府の肝いりで階段耕作地に切り換える、移動民
の定住化を図れば、環境保全的な農業が営まれることになるであろうか。検
索エンジンgoogleの日本語検索サイトで、「棚田」と「環境保全」の両熟語
を含むサイトを検索すると、6000件近くがヒットし、Yahoo! JAPANでもヒッ
ト数が3000件を超える。日本でもミャンマーでも、棚田と環境保全は密接に結
びついた観念となっているといえよう。確かに、同じ場所で持続的な農業が可
能であり、また降雨時の土壌流出を穏やかにし、土壌浸食を防止するという觀
点からも、棚田での農業そのものは環境保全的である。しかし棚田農業のみで
生計を立てている農家というのは、過去においても現在においても日本では非
常に少ないのでなかろうか。古くは狩猟、炭焼き、木材加工等、そして果樹
園、畑での農業等と、現代においては第2、3次産業との兼業等と組み合わせて、
棚田農家は生計を立ててきたものと思われる。また昨今は中山間地への補
助金や棚田トラスト、あるいはエコツーリングといった形でも棚田農業の維持
が図られている。ミャンマーの場合、棚田は単独で生計維持可能なのであろう
か、それともやはり他の仕事と組み合せて営まれているのであろうか。もし
後者であるならば、棚田そのものは環境保全的であっても、他の生計手段が環
境に負荷をかけるものであれば、棚田を含む社会経済活動を環境保全的である
ということはできないであろう。本稿はこのような観点から、ミャンマーの棚
田を取り巻く経済諸活動を精査し、これを導きの糸として、ミャンマー山間地
の社会経済構造と森林資源管理の実態に迫ろうとするものである。これが本稿
で棚田を取り上げる第2の理由である。

本稿ではまず調査村を含むナムカン郡の住民と農業活動について概観し、統
いて地域を絞って、調査村を含む4カ村から構成されるサール(hsalù)村落

区の歴史を長老たちとのインタビューに基づいて概説する。そして第3に、さらに地域を狭め、2003年3月に悉皆調査を行った⁽⁷⁾チューサイ(kyusai)村の世帯別経済調査記録から、同村の土地所有制度の特質について、地目別に検討する。ここで棚田と他の地目の保有が密接に連関しており、それが棚田をめぐる経済にも関係していることが示唆されるであろう。また土地保有制度と環境との関連についてもここで言及する。第4にチューサイ村の村人たちがどのような経済活動を行って生計を立てているかについて列挙して、その内容を詳しく検討し、さらに棚田とその他の経済活動との関係および棚田と村の経済の関係について考察をすすめていく。

表1 州管区別・地目別稲作地面積(2001/02)

(単位:エーカー)

州/管区	水田	畠	棚田	焼畠	合計
シャン州(北部)	214,297	81,153	22,707	89,792	407,949
チン州	23,355		22,227	83,800	129,382
シャン州(東部)	136,703	4,238	8,487	50,224	199,652
カチン州	327,318	5,016	7,491	38,970	378,795
ザガイン管区	1,579,714	16,339	4,025	20,996	1,621,074
カヤー州	45,527	3,448	1,148	19,882	70,005
シャン州(南部)	222,146	137,260	6,006	18,011	383,423
タニンダーハーイ管区	223,034			13,083	236,117
モン州	704,760			7,776	712,536
カレン州	460,131	28	322	7,714	468,195
マグエー管区	569,368	8,211		6,665	584,244
マンダレー管区	994,487	8,726	3,886	4,074	1,011,173
バゴー管区(東部)	1,498,638	1,695		2,095	1,502,428
バゴー管区(西部)	964,314	863			965,177
ラカイン州	940,157			463	940,620
ヤンゴン管区	1,206,076				1,206,076
エーヤワディ管区	3,716,305				3,716,305
合計	13,826,330	266,977	76,299	363,545	14,533,151

(注)二期作地の場合は作付純面積、すなわち一期分を稲作地面積とする。

(出所) pyidaunzù myanma naingando asòuyà leya sai'pyoyéi hnìn hsemyàun wunjìhtanà, cêidain hnìn myeizayin ûsítanà [ミャンマー連邦政府・農業灌溉省・土地登録局]
“hleigâdi’ hnìn taunya zabâ sai'pyôuhmù ahceiane” [棚田と焼畠における稲作の状況], Aug. 2002

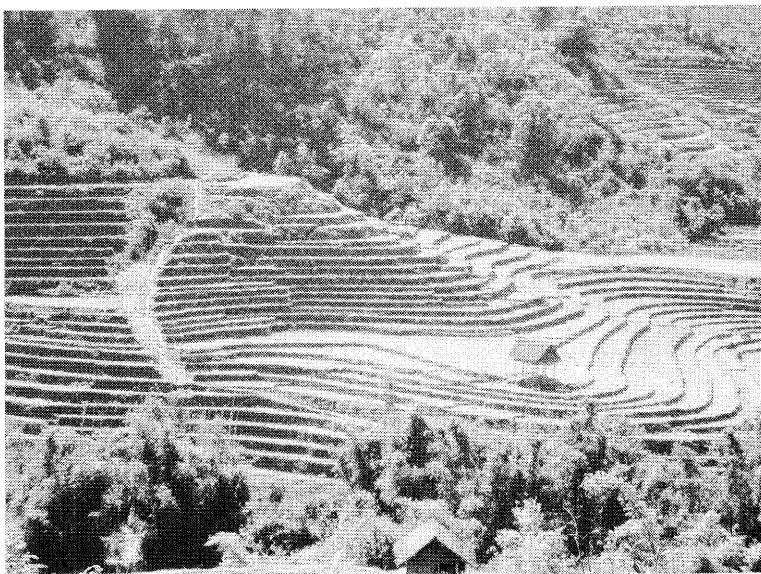


写真1 パラウン人の棚田

I. ナムカン郡の人と農業

ナムカン郡はシャン州北部に位置し、カチン州南部と接し、かつ郡の北側を流れるシュエリー川（瑞麗江）をはさんで⁽⁸⁾中国雲南省徳宏タイ族ジンポー族自治州とも国境を接する。郡の中心地ナムカン町は北緯 $23^{\circ} 8' 49''$ 東経 $97^{\circ} 8' 48''$ に位置し、北にシュエリー川を挟んで上記自治州西南端の町、弄島と接する国境の町である。郡の面積は1209平方キロメートルで、河川沿いの標高750メートルほどの平野部には水田が広がり、南に行くほど高度が上がって、標高2000メートルほどの山脈を境に南にあるクッカイ郡と接する。

ミャンマーには政府公式見解で135といわれる民族がいるが、その7割はミャンマー（ビルマ）族⁽⁹⁾であり[Myanmar Information Committee 1999]、他の民族は少数民族と呼ばれる。ところが表2に見るよう、ナムカン郡ではミャ

ンマー族こそが少数民族である。ここではシャン、パラウン、コーロンリーショーが3大民族であり、カチン族がそれに続く。シャン、パラウン両民族はともにタイ語系の言語を話し、コーロンリーショー族は自らの民族名を「庫弄栗粟」と綴る中国人のアイデンティティをもつ人々である。

ここで特筆すべき点は、これら主要3民族が、高度によって住み分けていることである。ナムカン平野ではシャン人が水田を耕して暮らしているが、南に向かって高度を上げていくと、標高1500メートルくらいまでの山地斜面にはパラウン人が居住し、この高さを超えるとコーロンリーショー人の村々が現れる。山脈の峰へ向かうどの山道を辿ってもこうした棲み分けができており、一部の山中ではパラウン人に代わってカチン人が標高1500メートル以下の斜面に居住する。棚田耕作をしているのは、斜面に住む、パラウン、カチン、コーロンリーショーの3民族であり、最大多数のシャン人はほとんど棚田を作らない。

続いて、ナムカン郡の土地利用状況について概観してみよう。表3に示すように、ナムカン郡の面積は約30万エーカー（12万ヘクタール）で、うち7割近くを山林が占め、農地はわずか1割に過ぎない。しかもその農地の4割は山林の中に点在している樹園地であり、その大部分は茶畑となっている。水田は農地面積の3分の1に過ぎず、しかもその半分以上は棚田である。ナムカン郡の水稻生産において棚田が非常に重要な役割を果たしていることがわかる。このように土地利用統計をざっと見るだけでも、棚田と茶畑が山林の中に点在する情景を容易に想像しうるで

表2 ナムカン郡の民族別人口（2001/02）

民族	人口(人)	%
シャン	46,059	43.7
パラウン	34,220	32.5
コーロンリーショー	14,441	13.7
カチン	4,904	4.7
モンワン	1,148	1.1
リス	897	0.9
中国人	773	0.7
ミャンマー（ビルマ）	490	0.5
カレン	59	0.1
コーカン	108	0.1
アラカン	17	0.0
チン	11	0.0
ワ	9	0.0
インド人	16	0.0
パキスタン人	6	0.0
混血	2,245	2.1
合計	105,403	100

（出所）ナムカン郡農業公社内部資料。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理あろう。ナムカン郡の傾斜地の農業は山林の利用と密接に結びついており、棚田のみが孤立して存在しているわけではない。そして、調査村のサール村落区チューサイ村もこうした風景の中の一部である。

表3 ナムカン郡の土地利用（2001/02）

II. サール村落区の歴史と棚田

サール村落区⁽¹⁰⁾は標高1145メートルから1440メートルにかけての山の斜面に人々が展開する、パラウン人（自称はタアン人）の村である。「サール」という言葉はミャンマー語ではなく、カチン（ジンポー）語で「行きましょう」を意味する「サルー（hsalu）」に由来するといわれているが定かではない。村落区は標高の高い順にサール村、パウッカン（pau'kan）村、チューサイ村、ロワインコン（lwainhkon）村の4村からなり、村の世帯数はそれぞれ187, 50, 60, 18の計315世帯である。後述のように大部分が核家族世帯であるが、末息子が老親の面倒を見るというパラウン人の慣習からか、ミャンマー人（ビルマ族）の世帯に比べて拡大家族かその変形で世帯を作る場合が多いようである。

サール村落区では標高の高いところから人々の居住が始まり、そこで住居を確保することが困難になると、下方に適地を見つけて居住地を拡大してきた。すなわち、サール、パウッカン、チューサイ、ロワインコンの順に村が形成されてきたわけである。とくに最下部のロワインコン村は、現在進行形で世帯数が急増している村である。こうした村の形成過程からか、集会所、寺院、商店などが集中する村落区の中心部は、人口が圧倒的に多いサール村にあり、村長もこの村から出ることになっている。

地目	エーカー	%
水田	10,196	32.8
	(平地) (4,944)	
	(棚田) (5,252)	
畑	6,329	20.3
カイン・チュン	754	2.4
樹園地	12,556	40.4
焼畑	1,267	4.1
農地合計面積	31,102	10.4
林地	174,177	58.3
原野・荒地	52,194	17.5
その他(道路、宅地等)	41,312	13.8
郡総面積	298,785	100

（出所）ナムカン郡農業公社内部資料。

サール村落区内の村の成立過程は上記のとおりであるが、それでは一番古いサール村はいつごろどのようにしてできたのであろうか。以下、調査時点で当年90歳の村の長老の話を、80歳代2人、70歳代3人の5人の長老の話で補完しつつ、村の歴史を概観してみることにしよう。

村の口承によると、ナムカンから西南西に120キロメートルほどの地点にあるモーメイッ方面から山伝いにから約250年前に移動してきたパラウン人が、サール村を出て北へ移動しつつあったカチン人に代わってこの村に住み始めたという。この移動時期はちょうどコンバウン朝の成立期に当たっており、アラウンパヤー王を立て中央平原に霸権を打ち立てたミャンマー人に押されて、周辺部の少数民族の大移動が起こったものと思われる。またこの時期はシャン人を領主としてナムカンの町が行政の単位として登場してきた時期とも重なっている (pyànkyâyêi wunjîhtanà, nàmhkâmmyôu 1995, 1-3)。当時のパラウン人の主な生業は移動前も後も焼畑移動耕作であり、そこでの主要作目は陸稻で、そのほかにタロ系の芋、野菜、ササゲなどを作っていたという。陸稻の生産性は1エーカーあたり糲30ティン（糲1ティンは約20.8キログラム）で、水稻とほぼ同じであったが、1作のみ作付け可能で、次の年は移動しなければならなかった。このような農耕方式は1970年ごろまで残っていたという。

さて棚田であるが、パラウン人がサール村に来る前から、カチン人によってその造成と耕作は行われていたという。カチン人が村を去ったあと、次第に棚田の耕作もパラウン人が行うようになり、さらに棚田の開発も彼らが継続して行った。パラウン人たちの造成によりその面積は増加しているものの、棚田はサール村から徒歩で1時間ほど下ったところ、カチン人が去り、パラウン人が移入してきた当時とほぼ同じ場所にある。先述のように水が供給できないと棚田はできず、山中でそのような場所は限られているからである。ただし、当時から現在に至るまで棚田を保有している世帯は村のごく一部であり、他の農民たちは焼畑で陸稻を作って主食としてきた。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

このようにパラウンの人たちは山を越えてやってきて、山の中腹に上の方から住み着き始め、次第に下の方に下がってきたわけであるが、ナムカン平野に降りてしまうことはなかった。コンバウン朝期（1752～1885年）もその後の英領植民地期（1886～1948年）も、シャン人が居住する平野部には、その気になりさえすればパラウンの人々が移り住んで農業を営むことのできる土地が十分に残っていたにもかかわらず、彼らのほとんどは山に残ったのである。1年だけ耕作するなら土地生産性は水田水稻作に匹敵し、労働生産性はそれを大きく上回る焼畑陸稲作を捨てたくなかったからだという。毎年移動できる誰の占有下にもない土地があるのであれば、焼畑は水田に決して劣るものではなかった。したがって、棚田での水稻作は、村の草分けの血統につながる、労働力が十分に確保できる、毎年移動することを好まない、比較的裕福な家系で受け継がれてきたということである。なお、コンバウン時代、サール地域は山を越えて南西方向にあるティンニーに居住するソーボワ（シャン人の藩侯）の支配下にあり、サール村のダジー（村長）は、1世帯について6チャットずつ徴収した戸数割税をティンニーに収めていた。そのほかに棚田については1ティン分の種糓が作付けされる面積（当時は株と株の間が広かったのでこれが約1エーカーに相当）について、3チャットが別途課税されたが、焼畑には課税されなかったという。そしてこうした制度は植民地期も継続された。これも焼畑が好まれた理由のひとつかもしれない。

しかし次の年に移動して耕作ができる十分な休閑地もしくは未耕地がなければ、焼畑移動耕作を継続することはできない。たとえば人口が増加して、一年の間に人々が同時に耕作する焼畑面積が増加すると、次の年に耕作するために留保しておく土地は次第に少なくなってきて、やがて移動が不可能になるであろう。サール村にもこのような時期が1960年前後におとずれた。だがそのときの大変化を記述する前に、この時期に重要な役割を担う、村への茶作の導入過程を振り返ってみることにしよう。

この村で茶の栽培がいつ始まったか、長老たちの記憶は定かではないが、1920年ころにはナムカンから茶葉を買いにくる商人がいたという。しかし、村での茶生産は盛んではなく、村の若者たちは、南西に歩いて6日間かかるナムサンという当時から現在に至る茶の名産地に、毎年労働者として茶摘に行っていた。ナムサン茶もパラウン人の生産になるものであるが、サール村のパラウン人たちとはほとんど言葉が通じないとのことである。またナムサンのパラウン人たちちは自分たちの高品質茶葉が拡散しないように、種や苗木の域外への流出を硬く禁じていたという。そこでサール村の青年たちはナムサンから茶の種を盗んできて村の中や周囲に植えはじめ、1940年ごろにはナムサンに出稼ぎに行くこともなくなったという。ただし茶葉の本格的な商品生産が始まったのは1950年前後のことである。

茶作が行われるようになってからも焼畑は行われていたが、上述のように、1960年ころになると人口圧によって移動が困難になり、村人たちは木や堀や石で自らの占有地を確定し始め、自らの所有権あるいは長期的な占有権を主張し始める⁽¹¹⁾。しかしこれらの長期耕作地では焼畑陸稲作はもはや不可能なので、農民たちはここに茶を植えることにした。こうして、米を焼畑で作って自ら食べるという自給的農業から、茶葉を売って米を買うという商業的農業への転換が一挙に進んでいった。1960年ごろから70年ごろにかけてのことである。このようにサール村の人々は人口圧への対応策として積極的に商業的農業生産に入っていたのである。ただし、焼畑陸稲耕作が消滅しても、村の草分けの家系から引き継がれてきた棚田での水稻耕作は継続して行われ今日に至っている。だが棚田での米は自給できる程度にしかできないので、衣類や日用雑貨を購入するためには茶作をはじめとする現金収入が棚田耕作世帯にも必要であったのは当然ことである。

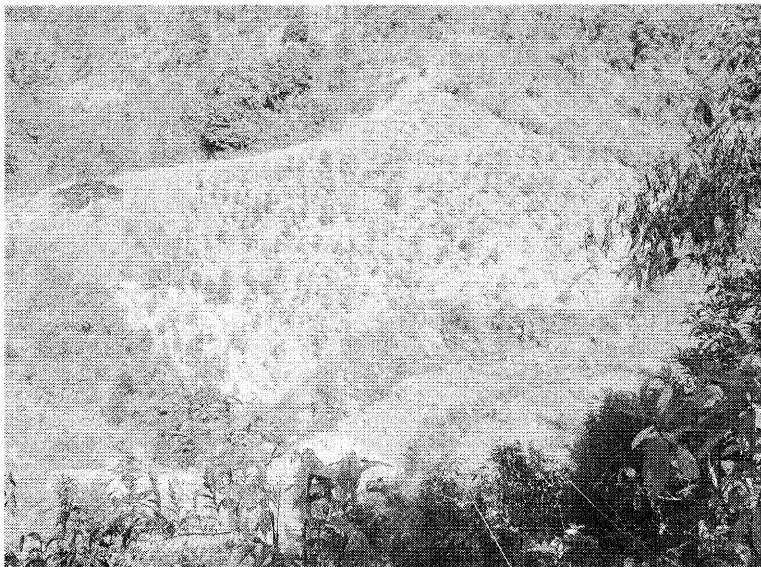


写真2 チューサイ村の棚田（手前）と茶畠

III. チューサイ村の土地保有

チューサイ村はサール村から分かれてできたパラウン人の村のひとつであり、世帯数は60世帯、そのうち戸別調査ができたのは58世帯であった⁽¹²⁾。世帯内の家族構成は、核家族かその変形（母子家族、父子家族）38世帯、拡大家族かその変形（単身の親、兄弟等との同居）20世帯であった。核家族世帯が多いのはミャンマー人（ビルマ族）世帯と共通しているが、拡大家族も多いのがパラウン人の特徴である。末息子が老親の面倒を見るというパラウン人の慣習に関係していることは既に述べた。調査世帯の合計人口は345であるので、1世帯あたり平均約6人の世帯構成員がいることになる。この数はミャンマー人の平均的世帯と違ひがない。

これら58世帯の土地保有状況を表4と表5に示した。表4は、棚田だけでな

く茶畠と薪炭林も合計した耕作権保有面積の面積別分布を取得手段別に表したもの、表5はこれに小作によって経営地を得た分を加えたものである。耕作権取得手段としては相続によるものがほとんどで、購入によって農地を取得したのはわずか3世帯にすぎない。また小作に関しても、4世帯が1エーカーほどの水田や茶畠を小作に出し、同数の世帯がこれを受託しているに過ぎない。金銭による農地の授受や受委託はきわめて少ないといえよう。またこのように小作契約が少なくかつ面積も小さいため、耕作権保有面積分布と経営地面積別分布の相違が少ないことも両表からわかるであろう。

表4 取得手段別耕作権保有面積分布

(単位：世帯)

	相続	贈与	購入	相続+購入	計
未保有					6
2 エーカー未満	16	2			18
2~4	21		1	1	23
4~6	5			1	6
6~8	3				3
8~10	2				2
計	47	2	1	2	58

(出所) 筆者調査による。以下の表もすべて同様。

表5 取得手段別経営農地面積分布

(単位：世帯)

	相続	贈与	購入	相続+購入	相続+小作	計
経営地なし						8
2 エーカー未満	13	2				15
2~4	19		1	1	2	23
4~6	4			1	1	6
6~8	3				1	4
8~10	2					2
計	41	2	1	2	4	58

両表は村に土地なし世帯が少ないととも示している。管区ビルマ⁽¹⁴⁾には農地を保有しない世帯が村の総世帯数の半数近くも占めるような村が多数存在する[斎藤 1979, 77-79; 高橋 1995, 51-52; 高橋2000, 114-156]が、チューサイ村では58世帯中、農地耕作権を保有しないのはわずか6世帯であり、小作に出していく経営地⁽¹⁵⁾のない世帯を含めても8世帯にすぎない。しかし耕作権保有

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理面積に関しては、上記 3 地目を合計しても 4 エーカーに満たない世帯が 41 世帯と、耕作権を保有する 52 世帯の 8 割近くを占める。村の全世帯の平均保有面積は 2.39 エーカーで、土地の保有規模に関しては管区ビルマよりかなり小さく [高橋 2000, 117], 表 5 から経営地についてもこの傾向は読み取れる。すなわち チューサイ村ではほとんどの世帯が耕作地を持っているがその規模はきわめて零細である、ということができる。規模が零細化するのは、男子による均分相続がパラウン人の慣習であり、上述のように相続による以外の農地取得が極めて少ないと予想される。

両表の元になったデータから計算すると、村の世帯すべてを対象にした耕作権保有面積のジニ係数は 0.450 であるのに対し、経営地のジニ係数は 0.475 とやや高くなっている。これは耕作権保有地すべてを小作に出している 2 世帯も含めて、保有面積の小さい世帯から既に保有地がある世帯に農地が賃貸されているからである。それでも両ジニ係数とも管区ビルマよりも小さく、チューサイ村の上地保有は平等性が比較的高いといえる。ただし、耕作権保有世帯のみ、あるいは経営農家世帯のみを対象としたジニ係数は、0.397 および 0.415 と、管区ビルマと比べても比較的高い水準になっており、耕作権保有者間あるいは経営農家間の農地分配の不平等度は高い。

ここまで棚田、茶畑、薪炭林の 3 つの地目の合計面積だけで見てきたが、これを仕分けして、地目別に耕作権の保有世帯数と経営地保有世帯数をみたのが表 6 である。まず本稿の主題となっている棚田の保有状況であるが、棚田耕作権を保有しているのが 12 世帯、実際に耕作しているものとなると 1 世帯減って 11 世帯と、村の世帯の 2 割弱が棚田を持っているに過ぎない。既に述べたように棚田は村のごく一部の世帯で耕作されてきたのである。しかも棚田のみを保有している世帯は存在しない。棚田を保有する世帯は必ず茶畑か薪炭林かを持っており、大部分はこの 3 地目を合わせて持っている。このように保有世帯や経営世帯の数で見るかぎり棚田は村の経済に重要な役割を持っていないよう

にみえる。またそれぞれの地目別面積⁽¹⁶⁾を計算してみても、棚田18.9エーカーに対し、茶畠82.5エーカー、薪炭林37.0エーカー（58世帯で平均するとそれぞれ0.33エーカー、1.42エーカー、0.64エーカー）となっており、ここでも棚田は少数派である。しかし単純に重要でないということができるのだろうか。棚田が村の経済にどのように構造化されているのか、という問い合わせることなしに即断することはできないであろう。これについては後節で検討される。

表6 地目別耕作権保有・経営地保有戸数

地目別耕作権保有戸数		地目別経営地保有戸数	
地目	戸数	地目	戸数
棚田 + 茶畠 + 薪炭林	8	棚田 + 茶畠 + 薪炭林	7
棚田 + 茶畠	3	棚田 + 茶畠	4
棚田 + 薪炭林	1	棚田 + 薪炭林	0
棚田	0	棚田	0
茶畠 + 薪炭林	25	茶畠 + 薪炭林	25
茶畠	14	茶畠	12
薪炭林	1	薪炭林	2
保有地なし	6	経営地なし	8
計	58	計	58

表6を見てさらに気づくことは、茶畠を持っている世帯の多さである。耕作権で50世帯、経営地で48世帯が保有しており、農地または林地を持っている世帯で茶畠を持たないのは耕作権で見ても経営地で見てもわずか2世帯と、例外的な存在であるとさえいいうことができる。栽培面積で見ても経営世帯数で見てもこの村は「茶作りの村」と言っても過言ではないであろう。これはまたナムカンのパラウン人、カチン人、およびコーロンリーショー人の村に共通することでもある。さらに茶畠に注目して表を眺めてみると、茶畠と薪炭林の少なくとも2つの地目を持っている世帯が、耕作権で33世帯、経営地で32世帯もある。茶畠を持っている世帯の3分の2が薪炭林も合わせて持っているのである。両地目がセットになっていると考えてよさそうである。

そこで表7によって、棚田、茶畠、薪炭林それぞれの耕作権保有面積および経営面積間にどのような相関があるかを見てみることにしよう。茶畠と薪炭林

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理の相関係数をみると、耕作権面積で0.606、経営面積で0.614とかなり高くなっている。茶畑の面積の多い世帯は薪炭林も多いのである。両者の保有は密接に関係しているといってよいであろう。それではどのように関係しているのか。それを解く鍵は茶の加工過程にある。収穫した茶葉はすぐに蒸熟しなければならず、ここで大量の薪が必要になる。その薪を確保するために薪炭林が必要となるのである。焼畑をやめて耕作地を囲い込んで以降、村には誰でも入って薪を取れるような森林がなくなってしまった。そのため茶葉の蒸熟に必要な薪を取る薪炭林を個人で持つ必要が生じた。そこで茶畑と薪炭林がセットとなり、これが分割相続されるときも、原則的には両者がセットとなっていたのである。村の人々は毎年森が再生する分だけ薪炭材を伐採し、茶の蒸熟と世帯の燃料用に利用してきた。そうでなければ茶葉の生産に大きな支障が生じることになる。薪炭林を保有せず茶葉蒸熟用の薪を購入したり無主地で伐採したり場合、茶の生産は拡大するかもしれないが、茶畑の開墾と薪の過剰伐採のため、すぐに森は減少して薪が不足し茶葉の蒸熟コストが上昇することになるであろう。村には入会地のようなものは一切ないが、茶の生産維持のために、個人が責任を持って薪炭林を保護してきたということができよう。

表7 地目間の相関係数

地目別保有面積間の相関行列			地目別経営面積間の相関行列		
	水田	茶畑		水田	茶畑
棚田	1		棚田	1	
茶畑	0.291	1	茶畑	0.273	1
薪炭林	0.196	0.606	薪炭林	0.111	0.614

太字は無相関の検定で1パーセント有意、イタリック体は5パーセント優位をそれぞれ示す。

また茶畑と薪炭林ほどではないが、棚田と茶畑の間にも、耕作権保有面積で0.291、経営面積で0.273と緩やかな正の相関がある。棚田を持っている面積が多いほど茶畑も多いということになる。さらに表8および9から、棚田を保有する世帯または経営する農家は、茶畑や薪炭林の面積を加えると、耕作権総面積や経営総面積において、村全体の保有面積分布（表4,5）と比較すると、

相対的に上層に偏っていることがわかる⁽¹⁷⁾。つまり、棚田の保有あるいは經營それ自体は小規模でも、他の地目を合わせることによって、棚田の保有者・經營者は、村の中でも比較的土地位多く持っている層に属することになるのである。

表8 耕作権保有総面積と棚田保有面積との関係

(単位：世帯)

		棚田耕作権保有面積				
		1エーカー未満	1~2	2~3	3~4	計
耕 作 権 保 有 總 面 積	2エーカー未満					0
	2~4		6			6
	4~6		4			4
	6~8			1		1
	8~10				1	1
	計	0	10	1	1	12

表9 経営農地総面積と棚田経営面積との関係

(単位：世帯)

		棚田経営面積				
		1エーカー未満	1~2	2~3	3~4	計
經 營 農 地 總 面 積	2エーカー未満					0
	2~4		4	1		5
	4~6		3			3
	6~8		1		1	2
	8~10				1	1
	計	0	8	1	2	11

IV. 棚田、茶畠、薪炭林の利用と非農林業部門

1. 棚田

棚田には水稻しか作付けされない。棚田はすべて灌漑されているが、乾期の前半、11月から2月（これを涼期という）にかけての気温が低すぎるため、二期作は不可能である。すなわち雨期作のみを行い、あとは休閑しておく。ただし、村から遠くはなれた平野部に近いところに低い棚田を持つ2世帯は、山中ほど涼期の気温が下がらないので二期作をしている。一期作の棚田の場合、冬季休閑中の1,2月ごろ水牛1頭立ての犁で粗起こしし、雨期の初めの5,6月



写真3 棚田の荒起こし

ごろ犁での耕起と耙での整地を行う。棚田を耕作する農家11世帯中、水牛を所有していない世帯が8世帯もあり、村の内外で水牛を賃貸しなければならない。賃料は涼期および雨期それぞれ1ヶ月ほど借りて、粉米10から20ティンを収穫後に現物で支払う。この8世帯のうち3世帯は水牛を使役する男子労働者も雇用しており、彼らの賃金は収穫後に現金で支払われる。水牛を保有している3世帯のうち2世帯も同様の労働者を雇っている。よって耕起と整地を自前の水牛と労働力で行うのはわずか1世帯にすぎない。村にはこうした牛耕用に貸出す水牛の他、中国側に輸出する肉用の牛や水牛を飼っている世帯もある。

田植は7月中旬から8月中旬にかけて行われ、苗代からの苗取とその移植（田植）の作業に多くの農業労働者が日雇いで雇われる。田植後1、2ヶ月ほどたったころ水田の除草をする。労働者を雇う世帯もあるが、この作業はパラウン語でカウェー（khawê）と呼ばれる世帯間の交換労働によることが多い。

田植も除草も手作業で、管区ビルマではほとんど女性のみが行うが、ここでは男も女も参加する。その後棚田の壁面（土坡）の除草や修理が男の手によって何回か行われる。これは棚田特有の作業であり、棚田での水稻生産にかかる労働コストが高くなる要因となっている。この作業にも労働者が雇われることがあるが、自家労働やカウェーによる場合が多い。播種後5ヶ月、田植後4ヶ月で収穫となる。刈取りと手脱穀はカウェーのよるもののがほとんどであるが、風撲はトレーラーを雇って大型のファンを回して行う。棚田水稻作の最終章は棚田から村への粉の輸送である。棚田はすべて村よりもずっと低いところにあり、昔は粉を担いだり驥馬に乗せたりして急な上り坂を何時間もかかって村に運んできたが、1990年代にトレーラーが利用されるようになって、これも棚田に特有の高い運搬費用が大分減ったという。

既に述べたように、伝統品種での棚田水稻作の土地生産性は焼畑での陸稻作とほとんど変わらなかった。ところが焼畑が消滅してからだいぶたった1980年代半ば、国際稲研究所（IRRI）で開発された高収量品種（HYV）のミュータントや伝統品種との交配種（これらもHYVと呼ばれる）が村の棚田にも普及してくると、エーカーあたり収量が50ティンまで上がった。また同時に牛糞と合わせて化学肥料の施用も始まった。それでも冷涼な気候の影響か、年毎の収量は安定しなかったという。それから10年、さらに高収量が期待できるF1ハイブリッド種が中国国境を越えて棚田に入ってきた。単収は60から80エーカーほどに上昇し、収量も安定するようになった。このころから牛糞の使用が急減し、やがて化学肥料が全面的にこれに代わった。管区ビルマでもまだ皆無に近いF1ハイブリッド米をいち早く導入し、化学肥料を多投することによって、棚田農業は生産性を平地のそれに近づけることに成功したといえよう。だがこの農法は棚田水稻作を多額の資金を必要とする農業に変えてしまったともいえる。それでもなお米生産はあくまでも自給的であり、水牛借料や労働者への賃金として現物払いした後の自家飯米をどうにか確保できる世帯が大半である。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

表10 チューサイ村における雨期水稻と茶の生産・収益構造

(単位：(a)以下はチャット)

作物名	水稻 (HYV)	(F1)	茶	平地での雨期F1水稻作
作付農家戸数	11	3	3	48
作付農家平均作付面積	1.86	2.00	1.67	1.71
(以下は1エーカーあたりの)				
単収(ティン、ヴィス)	96	87	122	182
単収変動係数	0.31	0.45	0.29	0.35
粗収益(a)	195,854	177,733	253,200	109,105
経常費(b)				256,000
種子費	9,229	4,000	16,440	17,024
肥料費	16,239	8,667	19,480	27,750
薪(自給)				8,384
薪(購入)				2,604
資本・賃料(c)				
農具費	2,875	2,800	2,910	2,601
役畜費	23,220	22,000	24,500	16,000
トレーラー費	2,754	2,667	2,853	
労働費(d)				
家族(e)	33,320	39,000	36,707	62,716
雇用	19,734	19,633	19,960	3,953
地代(f)				34,400
自作地地代(g)	16,218	16,550	15,200	14,634
支払小作料	14,397	16,668	13,897	183
資本利子				50,000
自己資本利子(h)	5,047	3,543	3,778	873
生産費(i)	143,033	135,528	155,725	95,947
利潤(j)	52,820	42,205	97,475	13,158
所得(k)	107,406	101,298	153,160	91,381

(注) (1) (i)=(b)+(c)+(d)+(f)+(h), (2) (j)=(a)-(i), (3) (k)=(j)+(e)+(g)+(h)

(4) 精と茶の計量にはそれぞれティンとヴィス(約1.6kg)を用いる。

米を売っている農家は3世帯にすぎず、逆に米を購入しなければならない米作農家も3世帯ある。

チューサイ村にはHYVのみを作付けている農家とF1ハイブリッド種のみを作付けている農家がそれぞれ3世帯ずつ、両品種とも作付けている農家が5世帯あるが、伝統品種は見られなくなってしまった。表10からHYVとF1ハイブリッド種の粗収益を比較してみると、たしかにF1ハイブリッド種の方が収量が多く粗収益も多い。だがこの稻は自家採種ができないので毎年種子を購入しなければならず、種子費がHYVより大幅に大きくなっている。さらに化

学肥料への支出も大きいことがわかる。F1ハイブリッド種栽培を金のかかる農業といったのはこれを指してのことである。それでもなお、粗収益から生産費を引いた利潤は HYV より大幅に大きくなっている。コストはかかるが収益性のいいのが F1 ハイブリッド種の特徴といえよう。F1 ハイブリッド種作付地の小作料が若干低いことから、この種はどうちらかというと劣等地に栽培されているといえるかもしれない。しかし F1 ハイブリッド種導入後10年たっても HYV 栽培がなくなっていない。生産費が低いということよりも、むしろ毎年高価な種子を買わなくてもすむということが、その要因となっているようにインタビューからは感じられた。

2. 茶畑

茶摘の季節は雨期が始まる4月下旬からそれが終わる10月中旬で、この間に通常4回の茶摘が行われる。ただし、標高が高かったり日陰になりやすかったりして生産性の悪い茶畠では3回である。4月下旬から5月初旬にかけての茶摘期はシュエピー (shwepyi) と呼ばれ、4回の中で最も生産量が多くしかも最もよい茶が取れる。その後6月初旬から中旬にかけてのカカン (khakam), 8月中旬から下旬のカホッ (khaho'), 9月中旬から10月半ばまでの (khanain) の3回の茶摘期がある。後になるほど生産量が減っていく。茶葉はすべて手摘で、7, 8歳の子供から70歳を超えた老人まで老若男女を問わず家族が総出で行う。その後の蒸熱と天日乾燥も同様である。48世帯の茶作農家中4世帯がカサン (khasan) と呼ばれる現物給与で茶摘労働者を雇っているだけで、あと44世帯は世帯構成員だけで茶摘を行う。この労働に関してはカウェーの存在が確認されなかった。茶の生産に関するこのほかの労働は年に2回の除草である。12月から3月にかけての乾期の除草がより重要であり、鍬で雑草を根から取り除く。1エーカーあたり60人日が必要とされており、若い女子がこれを行いうことが多い。自家労働によるものが最も多く、カウェーもしばしば利用さ

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

れる。賃金労働者を雇うのは1世帯のみである。7, 8月の雨期の除草はダーダー（da）と呼ばれる山刀で草を刈るという方法で行われる。1エーカーに必要な労働力は乾期の半分の30人日である。これは男が行うことが多く、主に自家労働とカウェーの組み合わせによって労働力が調達される。労働者を雇うのは3世帯のみである。

茶の生産の費用構造の特徴は、表10に見るよう、第一に種子費が掛からず肥料投入もないこと⁽¹⁸⁾、第二に蒸熱用の薪が不可欠であること、第三に労働交換を含む家族労働投入が多く賃労働に頼る割合が少ないと、第四に自作地が圧倒的に多いこと、である。種子や肥料の投入がないので稲作に比べて生産費が少なくてすむが、粗収益も少ないので、茶作の利潤は棚田での水稻作の4分の1と著しく低いことも表10からわかる。ただし除草も茶摘もほとんど家族労働で行うので、所得は水稻作の平均値にやや見劣りする程度である。自作地を家族労働で管理して、金銭の投入をほとんどせずに商品生産を行うのが、この地域の茶生産の特徴であるといえよう。

3. 薪炭林、竹、炭

調査村における薪炭林の最も重要な存在意義は茶葉の蒸熱用の薪の確保である。先に述べたように、村には共同で管理する共有林は一切なく、オープンアクセスのいわゆる無主地も村の周囲にはないので、薪は自己保有の山林で確保するか購入するかせざるをえない。薪炭林の質にもよるが、茶畠1エーカーにつき薪炭林が1エーカーあれば、薪炭林の再生機能を保持しつつ茶葉蒸熱用と自家消費用の薪が毎年取れるといわれている。すなわちこの組み合わせが茶生産のためのサステイナブルな土地保有ということになる。相続による土地の分割ももちろんこれが理想である。この理想はどの程度満たされているのであるか。村の茶作農家48世帯中、36世帯が蒸熱用の薪を自給していると回答し、4世帯が一部購入、7世帯がすべてを購入すると答えた。一部購入世帯は自己保

有の山があるがそれだけでは十分ではないので購入しているとのことであった。自給率はかなり高いように見える。ところが表 6 にみるように、茶畠を経営しているにもかかわらず薪炭林のない農家が16世帯あり、このすべてが薪を購入すべきであるのに、購入しているのは 7 世帯だけである。のこり 9 世帯はどのように薪を調達しているのであろうか。2 世帯は村のはるか遠くにまだオープンアクセスの林地があるのでそこまで泊りがけで採りに行き、2 世帯は茶畠の周囲に残してあるわずかな樹木を利用し、3 世帯は後述のように炭焼き用に乾期だけ借りた薪炭林からの薪を利用するとのことであった。いずれの農家も茶畠0.5エーカー未満の極小規模経営農家である。こうしてみると、薪を自らの薪炭林から自給している茶作農家は27世帯と全茶作農家の半分程度に過ぎなくなってしまう。購入が始まったのはここ10年のことであり、茶畠と薪炭林を組み合わせて分割相続する制度が近年崩れてきていることが想像される。

調理や暖房に使用する自家消費用の薪の確保も、茶葉蒸熱用の薪の供給と並んで重要な薪炭林の役割である。調査した58世帯中、経営地として薪炭林を持たない、すなわち薪炭林を利用できない世帯が24あることが表 6 からわかるが、そのうち自家消費用の薪を購入している世帯は10世帯だけである。村のほとんどの世帯が自家消費用の薪を自給しているといってよいであろう。薪炭林はないが薪を購入しない世帯14世帯中、村から遠く離れたオープンアクセスの林地から4世帯が、茶畠の周囲から4世帯がそれぞれ採取し、残り6世帯は他人の山で焼いた炭を利用しているとのことであった。自家消費程度の薪であるならば購入してなくて済むだけの森林資源がまだ残っているようである。

調査村での薪炭林の利用方法はまだ他にある。そのひとつが炭焼きである。日本と異なりこの村では炭焼き釜を特別に作ることはせず、山の急斜面に横穴を掘って洞窟上にし、そこに通気孔の竪穴を入れて炭焼き釜とする。このような構造からか、雨期に炭焼きは行われず、11月から3月にかけての乾期がもっぱら炭焼きの季節である。表 6 に示したように薪炭林を保有している世帯は35

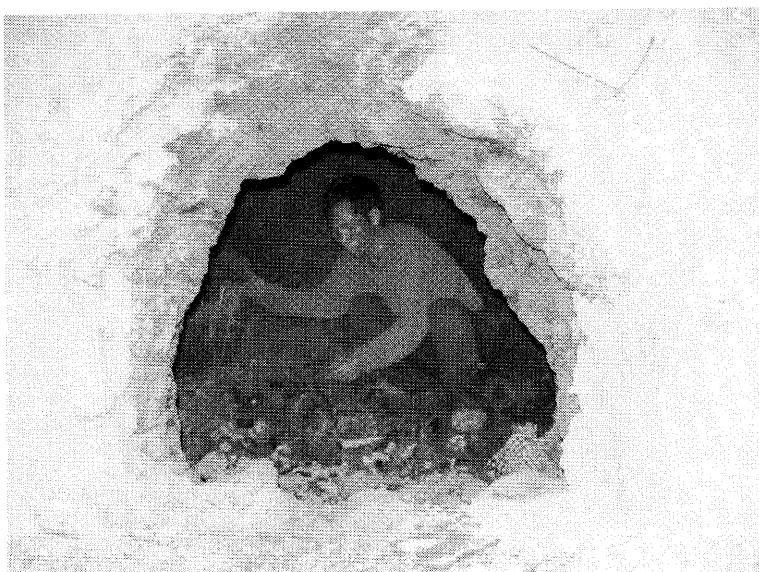


写真4 チューサイ村の炭焼穴

(経営地では34) あるが、自分の山で炭焼きをしているのはわずか10世帯（うち1世帯は他人の山も借用）にすぎない。炭焼きをしない薪炭林保有者のうち、炭焼き用の薪炭材があると答えた世帯はわずかに2世帯で、多くの世帯が茶葉蒸熱用と自家消費用の薪炭材で手一杯、炭を焼く余裕などないとのことであった。ところが炭焼きを行う世帯はこれだけにとどまらない。16世帯が他人の薪炭林を借りて炭焼きをしているのである。1世帯のみがチューサイ村の村民からの借用、残りはすべてより高いところにある村で薪炭林を借りて炭を焼く。借用期間は半年の乾期のうちの4, 5ヶ月間のみで、その間薪炭材の伐採とそこでの炭焼きが許される。短期間であるので表6の経営地に入れなかった。借料の支払いは定額によるものと生産された木炭を薪炭林の持ち主と折半するカサンによるものとの2種類があり、前者が6件、後者が10件である。樹木を切り倒して炭を焼くのは男の役目であるが、釜から出して炭を道路や村まで背中

に背負って運んだり町に売りに行ったりするのは女たちの役割である。伐採や炭焼きおよび木炭の輸送に労働者が雇われたり、販売の過程で仲買人が介在したりすることも多い。村の58世帯の半分近くが従事する炭焼き業は、その数よりももっと大きな広がりを持って、茶作のない乾期において、最も重要な雇用機会を村人たちに提供しているのである。

薪炭林には木材だけでなく竹も生えている。古くから竹は建築や竹細工の材料として用いられてきたが、ここ10年の間にミャンマー全土で竹箸の需要が急増し、ナムカンの竹箸工場の人間が山中の村々を回って竹の買い付けを行うようになった。調査村も竹を売っている世帯が10世帯、竹の仲買人のいる世帯が2世帯あり、これからも増加する勢いである。

木々が疎らな薪炭林にはテッケー (te'ke) と呼ばれる茅が生える。茅は主に屋根材として利用され、これで葺いた屋根は毎年葺き替えが必要なので毎年需要がある。村には自己保有の森から茅を刈る世帯が1世帯、1月から3月の間だけ他人から山林を借りて家族総出でテッケーを刈って売る世帯が2世帯ある。80年代まではもっと多くの世帯がこれを行っていたが、トタン屋根の普及とともに需要が減り、今やわずかな世帯がこの仕事に従事しているにすぎない。

4. 仲買・輸送業

以上に述べたような、棚田や茶畠といった農地や薪炭林を経営地として保有し、それをを利用して経済活動を行う、いわゆる農林業部門の他にも、村たちは非農林業部門に属する様々な職種に従事している。

村の特産物である茶葉や木炭を村で買って麓のナムカンで売る仲買商人がチューサイ村には何人かいる。茶葉を扱う商人が7人いて、そのうち4人は木炭、2人は竹もそれぞれ扱う。雨期には茶葉を、茶葉がない乾期には炭や竹を商うのである。商人たちはすべて女性で、うち2人は夫もこの仕事をしているが、村人に商人の名前を挙げてもらうと女の名前しか出てこない。この世界では女が

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

メインで男はその補助者とみなされているのである。これは後述のように多くの女たちが町での行商に携わっていることと無関係ではあるまい。行商をしていた女たちのうちからより大量に村の産物を扱うものが出てきて、以前からあった町の商人たちとのコネクションを活かして仲買業を始めるようになったからである。

ここで行商と仲買の違いを明確にしておこう。行商人も村の産物を買って町で売る仲介商人であるが、籠に背負う分だけしか扱わずそれを背負って町に下りていく。これに対し仲買商は産物を大量に買い集め、トレーラーやトラックをチャーターして町に運んでいく。町での取引相手も、行商人が歩き回って直接消費者に販売するのに対し、仲買人は町の商人や卸売商に商品を納入する。村人たちは行商人と仲買人との呼称を明確に区別しており、両者の資力も異なるので、本稿でも区別することにした。

仲買人たちは生産者たちから茶葉や木炭を一旦は購入するので、コミッショナージェントではない。その買取価格は町での相場に左右されるが、町の商人間でも村の仲買人間でも競争があるので、生産物の庭先価格は誰に売っても同じであるか、違ってもわざわざ時間と手間をかけて複数の仲買人と交渉するほどの価格差はない。それでは仲買人は他の仲買人と競争しつつどのようにしてより多く茶葉や炭を集荷しようとするのだろうか。その手段が米の掛売りである。既述のようにほとんどの世帯が米を購入しなければならないが、それを買うだけの現金がいつも用意されているとは限らない。またたびたび町まで下りて米を買ってくるのも面倒である。そこで茶葉や炭を売ることを条件にこれらの仲買人から米を融通してもらうのである。仲買人たちが掛売りする米の価格は現金価格と同じであり、米に関しては仲買人たちに儲けはない。米を買った者が茶葉や炭を売ると約束してくれればそれでよい。米の掛売りは村の生産物をより多く集荷するための手段であるといえよう。茶葉を特定の仲買人に売る理由を尋ねると、8割以上の農家が米を前借しているからと答えるのである。

それでは仲買人たちは茶葉や炭を集荷するための、米購入資金や現金をどのように調達するのであろうか。ナムカン町の問屋から融資を受けていると答えたのはわずか2人で、残りのものは自己資金で商売しているとのことであった。つまり村の産物の仲買をしようとするものはそれなりの資力を備えているか、そうでなければそのような資金のあるものとの有力なコネクションが必要なのである。その背景のひとつとして、彼らの世帯の土地保有状況を見てみると、平均で3.3エーカー（棚田0.86エーカー、茶畠1.68エーカー、薪炭林0.75エーカー）と、村の平均値よりかなり高く、特に棚田の面積が多くなっていることに気づく。棚田の保有者は資金力もあるという傾向が見られるのである。

さらに仲買人たちの集荷した茶葉や炭などを町まで持っていく輸送業者が村に4人いる。こちらはすべて男である。耕耘機のエンジンに箱型の台車をつけたトーラージー（toragyi）と呼ばれる、いわゆるトレーラーを彼らはそれぞれ所有し自ら運転して山を下る。荷物の上げ下ろしをするスペアと呼ばれる男子労働者を雇って、助手席や荷台に乗せていくのが普通である。村の仲介業者だけでなく、近隣の村からも引き合いがあって、高収入を得ることができる。だがトレーラーは非常に高価であり、しかも現金でしか買うことができない。急傾斜の凸凹を往復するので故障も多い。村の中でも相当な資力のあるものしか購入できそうにない機械である。

5. 行商

村の世帯数の半分を超える31世帯、人数では44人が行商に従事している。行商はもっぱら女の仕事で、これを行う村の男は一人だけである。彼女たちは夜がまだ明けきらないうちに起きだし、前日村で買い集めた、もしくは家で採れた野菜、果実、花、炭、薪などをパラインと呼ばれる竹籠にいっぱいに入れ、これを背負って山道を徒歩で下っていく。町まで2時間ほどかかるという。町に着くとおなじみの家々を回るか、市場の片隅で店を広げるかして籠いっぱい

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理の村の産物を売りさばき、家で使う諸々の商品を買って、朝9時ごろには家に帰り着く。そして朝食をとると、農作業や薪集めなどまた別の仕事に出かけるのである。町まで往復する脚力さえあれば誰でもこの仕事はできるので、蓄えもなく教育水準も低い貧困な世帯であっても参入可能である。それぞれの体力や他の職種での就業状況に応じて、週5,6日も山を下る者から、5日に1度の五日市の日だけ町に行くものまで、働き方は千差万別である。8歳の女の子から70歳の老婆まで幅広い年齢層の女性がこれに従事しており、とりわけ資産や資力のない世帯にとって、貴重な現金収入の機会となっている。

6. 農業雇用労働⁽¹⁹⁾

棚田と茶畠での農作業を記述する際に触れたように、農地の経営者に雇われて農作業を行って賃金をもらう農業労働者も村には何人もいる。賃金の支払方法には現物によるものと現金によるものとの2種類があり、雇用契約については雇用時間で支払う日当制、仕事量に応じて支払う歩合制、所定の作業をすべて終わったら支払う請負制の3種類があって、農作業の内容に応じてこれらが様々に組み合わされている。ただしまったくランダムに組み合わされているのではない。請負制は水牛による荒起こし、耕起および整地作業と茶畠での乾期除草作業の2種類の農作業でのみ見られる。どちらも村から離れた棚田や茶畠で長期間にわたって労働者を雇用する作業であり、それを毎日監視するにはそれなりのコストがかかる。そのため作業過程すべてをモニタリングするのではなく、結果だけを評価する請負制が採用されているものと思われる。支払手段に関しては、前者には収穫後の糀で支払う現物制が、後者には現金支払い制が用いられている。歩合制は棚田での苗取り作業と茶葉の摘取り作業に見られる。どちらも兎に角決まった期間内にできるだけ大量の仕事量をこなすことが要求されるので、労働者にインセンティヴを与えて能率を上げるために、同じ労働時間でも多くの仕事をすればするほど賃金が高くなる歩合制が採用されている。

賃金支払方法は、前者に対してはすべて現金払い、後者ではカサンと呼ばれる茶葉での現物支払い制が多く見られる。その他の雇用労働すなわち棚田での田植え、除草、畦畔修理等は原則的に日雇いベースの現金支払い制で1日につき700チャットであるが、収穫時まで待てば0.5ティンの糀（糀価格は1ティンあたり2000チャット）が現物で支払われる。

7. その他の雇用労働

農業部門だけでなく、林業部門やその他の非農林業部門で働く労働者も村にはいる。最も多いのが薪炭林での諸作業に雇われる賃労働者で、村に12人いてうち11人が男である。彼らは薪炭林の所有者やそれらを貸借している者に雇われて、薪や炭にするための木を切ったり、炭を焼いたり、それらを運んだりする。唯一の女性労働者は炭窯から村まで炭を運ぶ作業に従事する。薪採りや炭焼きなど森林での作業はすべて乾期の間だけ可能である。この期間だけ山の中に建てた小屋に住み込んで貯い付きで雇われる労働者が3人いて、彼らは月極めで給料をもらっているが、残りの9人は日雇いで食事は付かない。

非農林業部門での賃労働で特に目立つのはトラックの運転手やスペアと呼ばれる運転助手としての就業である。村の若い男たち7人がこれに従事している。中間国境に接するナムカン町は隣接するムーセー市ほどではないが中国からの物資が大量に流入しており、山を越えて近隣の郡や町にそれらを輸送する業者も当然数多く活動している。若者たちは彼らに雇われて、村の真ん中を通る荒れ果てた凸凹道を、おんぼろトラックをどうにかこうにか動かしながらゆるゆると上っていく。目標は標高2000メートルの峠を越えた向こう側のナンパッカーの検問所である。この道路は植民地期からの主要幹線道路であったが、今は舗装も壊れ、あちこちに大きな穴があいたり岩がむき出しになっていたりして、車が通れるとはとても想像できないような道になっている。そのため、遠回りであるが、ムーセーからナンパッカーに向かった方がずっと道路状況がよ

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理
く、より早く貨物を運ぶことができる。だがそちらは検問所が多く、より多くの税金を徴収されるので、山を越える悪路を選択する輸送業者もいるのである。こうした道路事情であるため、原則として乾期にしか車は通れない。したがって上記7人のうち3人は乾期にのみこの仕事に従事し、との4人は雨期には別ルートの輸送に従事するが雇用機会はずっと少なくなる。

他に公務員、店員、門番が、この村の者が就いている非農林業部門での雇用労働職種である。農業灌漑省、保健省、警察に勤務する公務員が各1名、ナムカンの茶葉問屋の店員が2名、麓にあるコーヒー園の門番兼管理人が1名というのが内訳であり、いずれも月給制で一年中就業している。すべて成年男子で、村では数少ない高等学校卒業者でもある。

以上見てきたように、林業および非農林業部門での雇用労働には1人の例外を除いてすべて男が従事している。これは行商にもっぱら女が従事していることとあたかも対称をなしているように見える。

V. 村の就業・所得構造と棚田

前節で詳説したようにチューサイ村の人々は様々な職業に従事している。これらを整理してみると、棚田での水稻作と樹園地での茶作という農業と薪や炭を生産する林業の二部門が村の生産活動の中心にあり、その周りにこれらの生産現場で雇用される人々やそこで生産された産物の取引や輸送を行う人々がいて、さらに農林業部門とは無関係な少数の雇用労働従事者がいる、という図式になる。だが一人が一職種のみに従事しているとは限らない。表11はチューサイ村の総労働力人口および既述の主要職業別に従事者数を集計したものである。これを見ると、村の労働力人口153に対し、それぞれの職種に従事する人数を合計した従業者の延べ人数は387となっており、平均するとひとりあたり2.53種類の職種に従事していることになる。男女ともこの平均値はほぼ同じである

が、就業パターンは異なっている。自家での茶作に従事するものが最も多くこれに関しては男女とも同様であるが、水稻作、炭焼・薪取、非農業賃労働では男子従事者が多く、行商と水稻作および茶作賃労働従事者は女子が多い。また仲買・輸送部門では男女ほぼ同数であるが、女は仲買、男は輸送とはっきり別れる。男女の就業形態をパターン化するならば、男は雨期には棚田と茶畠で農作業をし、乾期は山で薪集めや炭焼、女は雨期には棚田と茶畠での農業賃労働と少々の行商、乾期には道も歩きやすくなつてより頻繁に行商に出かける、ということになるであろう。もちろん多くの例外があることはこれまでの行論と表11が示している。いずれにしてもチューサイ村の人々はひとりひとりが前節で述べた諸職種を様々なパターンで兼業しているのである。そして男女を含む世帯レベルで見たら兼業職種の数はもっと多くなる。

それでは様々な職種への就業から得られる所得の構造はどのようにになっているのであろうか。表12は世帯あたり平均所得の所得源別所得額と世帯所得に占めるそれらの構成比をしたものである。このときの大卒下級公務員の年収⁽²⁰⁾が15万チャット前後であるので、都市部でよく見られる共稼ぎ公務員世帯よりもチューサイ村の平均世帯収入の方がかなりよいことを同表は示している。所得の内訳を見てみると、農業所得の割合が世帯所得全体の35.5パーセントを占めて最も多く、中でも茶作からの所得が26.5パーセントと目立っている。農業、とりわけ茶作が村の平均世帯の主業ということもできようが、それでもその所得は農業で世帯所得

表11 村の総労働力人口および
主要職業別従事者数 (単位:人)

	男	女	計
水稻作	18	6	24
茶作	60	69	129
炭焼・薪取	37	19	56
仲買・輸送	6	7	13
行商	1	43	44
水稻作賃労働	18	23	41
茶作賃労働	16	33	49
その他賃労働	29	2	31
従事者延べ人数	185	202	387
労働力人口	72	81	153

(注)(1)この表において、ある職業に「従事する」とは、1年間のうち1週間以上当該職種に労働力を投下することをいう。したがって、ひとりでそのような職種が2種以上ある場合は、2種の職業で1回ずつカウントされることになる。

(2)労働力人口とは、10歳以上の村民人口から、就学者、家事従事者、病弱者等職を求めるない者を除いた人数で、有業者のほかに、休業者や失業者も含む人数である。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

の3分の1、茶作で同4分の1程度を占めるにすぎない。農業に次いで構成比が高いのが、仲買、輸送、行商といった、村の産物を取引することから生ずる所得である。これが全所得の4分の1ほどを占める。賃労働からの所得も多く、これもまた世帯所得の4分の1近くになる。薪、竹、木炭などを生産する林業部門からの所得も重要であり、畜産所得もある。このように就業者数や所得構造を見ると、農業が主業で他は副業あるいは兼業であると言つて切るには無理がある。主業や兼業を分けるよりも、村人たちの就業および所得構造の特質は種々の職種を組み合わせることすな
わち多就業にあるといった方がよいであらう。

棚田での水稻作も決してその例外ではない。表13にすべての棚田農家の所得構造を世帯ごとに列挙した。これらが示すように、どの農家の水稻所得も世帯所得の半分に満たない。半分近くまでいっているのが3世帯、3分の1程度が3世帯で、のこり5世帯は水稻からの所得が世帯の全所得の5分の1にもならない。棚田農家は棚田だけで生計を立てているわけではないことは明らかである。同表が示すように棚田農家のすべてが茶も栽培しており、うち6世帯において水稻所得と茶作所得の合計値が世帯所得の半分を超えている。棚田農家にとって茶作は付き物であり、両者はセットになっているといつ

表12 所得源別平均世帯所得

	所得額 (チャット)	構成比 (%)
農業所得		
雨期水稻	35,487	7.3
乾期水稻	3,063	0.6
茶	129,194	26.5
果樹・野菜	5,155	1.1
林産所得	67,255	13.8
畜産所得	14,216	2.9
その他営業所得		
仲買・輸送	47,794	9.8
行商	69,009	14.2
賃労働所得		
農業雇用労働 (水稻作労働)	26,708	5.5
(茶作労働)	26,948	5.5
その他賃労働	56,620	11.6
その他	5,793	1.2
世帯あたり所得	487,241	100.0

(注)(1)林産所得には、自己保有および借入した山林での、炭焼き、薪取りおよび萱の刈取りによる所得が含まれる。

(2)畜産所得には、牛の販売、役牛の賃貸、子牛の増価による所得が含まれる。なお役牛の減価に関しても調整済みである。

(3)仲買とは茶、炭、薪炭材、野菜、花卉等の農林産物を村やその周辺で買い、徒歩以外の手段で町に持つて行って売ること、輸送とはそれらを車やトレーラーで運ぶこと、行商とはそれらを自ら生産するか他人から買うかを問わず、自ら持つて歩いて町に売りに行くことをいう。

表13 水田経営農家の所得構成

(単位: パーセンタ)

世帯番号 水面面(エーカー)	2	9	19	2.5	32	1	27	1.5	29	40	1.5	16	1.5	27	1	37	1	54
農業所得	3.4		3		2.5		2.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1	
雨期水稻	4.1	46.0	31.2	34.6	8.3	16.5	31.6	44.7	17.4	11.8	35.3							
乾期水稻	8.6			10.6														
茶	26.9	37.2	33.3	12.2	14.0	14.4	32.8	40.8	14.7	28.4	20.7							
果樹・野菜							1.7	0.9		1.2								
林産所得	22.3	5.4	18.0	23.1	28.2	3.3	14.3	14.5										
畜産所得	3.2	11.4	10.7	0.9		4.2	4.8											
その他営業所得																		
仲買・輸送	17.2				49.6	9.9	15.5											
行商				6.8	3.2													
質労動所得																		
農業雇用労働																		
(水稻作務)																		
(茶作務)																		
(その他質労動)	17.7																	
その他																		
農家所得(チャット)	893,483	1,000,250	927,100	952,112	948,150	815,950	564,630	222,800	1,078,983	752,550	494,650							

(注) 所得構成を表す数値の単位はすべてパーセント。農家所得のみ実額で表記してある。所得の計算については、表10を参照のこと。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

てもよい。とするならば、棚田耕作が環境保全的であったとしても、茶作には森林資源の伐採が欠かせないので、棚田経営を含む世帯の経済再生産構造まで環境保全的であるというわけではない。前節で述べたような茶作と森林資源の関係を考慮しなければならないのである。

水稻所得の割合も茶作所得の割合も多くはない残りの5農家についてその所得源を見てみると、3世帯は仲買・輸送業によって世帯所得の半分かそれ以上を得ている。そして1世帯は月給制の賃労働で所得の半分を稼いでおり、残り1世帯は水稻作と茶作で所得の4割を占め、あとは林産所得、仲買・輸送業所得、農林業外での賃労働所得など典型的な多就業状態を示している。いずれの世帯も棚田は収入面から見たらそれほど重要ではない。

以上棚田所得と世帯所得の関係を検討したが、それでは本稿で分類した諸所得の関係はどのようにになっているのだろうか。それぞれの所得額間の偏相関係数の組み合わせを行列の形で表したのが表14である。棚田での水稻作所得と関係がありそうなのが茶作、畜産および仲買・輸送業からの所得である。いずれもゆるい正の相関が見られる。水稻作と茶作の密接な関係は既に何度も述べたが、棚田を保有している者はその他にも畜産や仲買・輸送業でも収入を得ているようである。茶作と正の相関が見られるのは水稻作の他、果樹・野菜所得、林産および畜産所得である。宅地に近い茶畑では果樹や野菜も栽培されているので両者の所得が関連しているのであろう。茶作と林産資源の関係に関しては、茶の蒸熱のために薪炭林を確保している世帯が多いことからこのような結果が出るものと思われる。畜産所得が水稻作や茶作と関係しているのは、牛を放し飼いにできる土地があるほうが牛を飼うのに有利であるからであろう。茶作と茶作賃労働が負の相関関係にあることも興味深い。茶畑を持ち自分のところで茶を作る量の多い人ほど他人の茶畑で働かず、逆に自家での茶生産がなかったり少なかつたりすればそれだけ他人のところに働きに行くのである。この茶作賃労働所得と正の相関が見られるのが水稻作賃労働所得と行商所得である。自

表14 各所得間の偏相関係数行列

	水稻	茶	果樹・野菜	農業所得	水稻	茶	果樹・野菜	林産所得	畜産所得	その他営業所得	仲買・輸送	行商	水稻作勞動	茶作勞動	他質労動	質労動所得	その他所得
水稻	1																
茶	0.177	1															
果樹・野菜	-0.096	0.264	1														
林産所得	0.075	0.193	-0.018	1													
畜産所得	0.231	0.179	-0.092	-0.029	1												
仲買・輸送	0.195	-0.113	0.018	0.101	-0.207	1											
行商	-0.006	-0.049	0.003	-0.092	-0.182	-0.235	1										
水稻作質労動	0.154	-0.046	0.088	-0.094	-0.142	-0.184	-0.102	1									
茶作質労動	-0.065	-0.421	0.082	-0.032	0.010	-0.085	0.207	0.232	1								
その他の質労動	-0.001	-0.164	0.208	-0.165	-0.095	-0.097	-0.085	-0.072	-0.241	1							
その他の所得	-0.078	-0.048	-0.035	0.013	0.000	-0.038	-0.033	-0.122	0.002	-0.079	1						

表15 所得階層別所得構成

	雨期 水稻	乾期 水稻	茶	果樹・ 野菜	林產 所得	畜產 所得	その他 営業所得	仲買・ 輸送	行商	水稻作 勞動	茶作 勞動	他質 労動	質 労動 所得	その他 所得	階層別平均所得 (チャット)
所得上位 20世帯	11.7	1.2	24.5	1.8	13.8	2.0	15.4	8.5	3.4	2.2	15.3	0.3	763.675		
所得中位 20世帯	2.0	0.0	31.3	0.1	15.0	5.8	4.5	21.4	6.4	6.5	4.5	2.3	442.153		
所得下位 18世帯	2.4	0.0	23.9	0.3	11.3	0.0	0.0	19.3	11.4	15.8	13.3	2.0	230.188		

(注) 所得以外の数値の単位はパーセント。

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

家の経営地が少ないとあるいはないという世帯の場合、農業賃労働に従事するか、元手が少なくてすむ行商に出るかして、生計を立てなければならないことが容易に想像できる。行商と仲買・輸送業所得の間に負の相関があるのは、元手のないものは行商で小金を稼がざるをえないが、茶葉や木炭を大量に買い付けたりトレーラーを購入したりできる蓄積があると仲買・輸送業に進出するという代替関係が両者の間にあるためである。茶作賃労働とその他賃労働との負の相関関係は、男が非農林業部門で月給をもらうようになれば女は茶作賃労働に従事する日数が減るということを示しているようである。

以上諸所得の間には特別な組み合わせがあることがわかった。そこで最後にそれらの組み合わせと世帯所得の関係について考察することにしよう。調査世帯を世帯の総所得額で上位20世帯、中位20世帯、下位18世帯の3つ階層に分けたのが表15である。どの階層においても茶作所得の割合が最も大きく、また林業所得の構成比も10から15パーセントの間にあって階層間の差が少ない。茶畠と薪炭林のセットが階層横断的に重要な所得源となっていることがわかる。

階層間の相違に目を向けると、上位20世帯においては水稻作からの所得の割合が他の2階層よりもずっと高いことに気づく。世帯総所得の差があるので金額的にはさらに大きな差が出ることになる。棚田を保有している世帯はほぼこの所得上位層に入るといっても過言ではない。行商からの所得が少なく、より資金を必要とする仲買・輸送業からの所得が多いのもこの層の特徴である。また、非農業部門での賃労働所得も多くなっているが、この層の子弟は学歴の高いものが多く、公務員や教師などの安定した給与所得者となっているのがその要因である。棚田の保有者は村の草分けの家系であると述べたが、彼らは棚田からの安定した食糧供給を背景に茶作や林業で資金を蓄積しつつ、高価なトレーラーの購入や茶葉買い付けの前渡し金にそれらの資金を投下して、さらに非農林部門での事業を拡大していると推量することができる。子弟の教育への投資も同じ脈絡で捉えることができよう。棚田からの米は基本的に自給目的で所得

に占める割合も小さいことは既に述べたが、それでも棚田農家は過去からの蓄積を元に村の富裕層に属し続いているのである。

所得中位層では茶作と林業所得の割合が他の 2 層よりも多くなっている。チュー サイ村の生業の典型である茶作と林業の組み合わせをもっともよく体現しているのがこの層である。さらに茶畠や薪炭林を利用した肉牛の飼養という畜産部門収入が多いのもこの層の特徴である。まとまった資金を必要とする輸送・仲買部門への進出はこの層ではぐっと減り、村の産物を行商する女性が多くなって、中位層の所得の 5 分の 1 を構成する。棚田や茶畠で雇用される賃労働も多くなってくるが、まだ所得の 10 分の 1 強を構成するにすぎない。茶作、畜産、林業、行商といった小規模自営業からの所得で暮らしているのが所得中位層の人々である。

茶作と林業の組み合わせは所得下位層にとっても重要であるが、そこからの所得額はさらに少なくなる。これらからの所得だけでは不足するであろう生計費を補うのが行商と賃労働からの所得である。行商所得が占める構成比は中位層とほぼ同じ 5 分の 1 であるが、水稻作と茶作での農業雇用労働所得の重要度が他の 2 層よりもずっと大きくなる。非農業部門での賃労働所得の比率も多いが、その内容は炭焼労働者、トラックやトレーラーの運転助手など季節性の高い日雇い制や歩合制の仕事であり、所得上位層が就業している賃労働とは性格が異なる。農業および非農業部門での賃労働所得が世帯所得の 4 割にものぼっているのが所得下位層の特徴である。十分な農業所得や林業所得を得るだけの土地を持たない所得下位層の人々が、資金も土地も必要としない行商や賃労働に収入源を求めざるとえないのは当然のことといえよう。

以上に考察したように、諸所得の組み合わせパターンと世帯所得総額は密接に関連している。棚田保有世帯は水稻作、茶作、林業、仲買・運送業といった自営業と、非農業部門での安定就業から得る所得を組み合わせて、村の所得上位層を形成する。所得中位層の世帯所得構成は、茶作と林業で生計を立てると

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

いうチューサイ村の経済活動の典型を表徴する。これに行商が加わるのもナムカン山中の村々で必ず目にする光景と一致している。所得下位層に属する世帯は土地や営業資金が乏しいので、農業雇用労働や炭焼労働、運送労働といった労働力を直接販売して所得を得る職種への就業が多くなる。資金が少なくてすむ行商も重要な所得源である。棚田での水稻生産を村のメインの経済活動であるということはできないが、それでもなお棚田は村の所得分配に強い影響力を持っているということはできよう。

むすび

チン丘陵やシャン台地などミャンマーの山間部を訪ね、山中のあちこちに点在する棚田と村々を見ると、棚田が山の村の経済活動の中心であるように考えてしまいそうだが、実情は想像とは異なる。まず棚田を保有している世帯が少ない。ナムカン山中の村々で棚田を保有している世帯は村の総世帯数の10分の1から5分の1程度である。そもそも村を単位として棚田を共同で開墾したり管理したりするという話を聞いたことがない。一段一段の高さが0.6から1.8メートル、標高1695メートルから1735メートルにかけて45段の棚田を20年ほど前に切り開いたコーロンリーショー人の一家も、家族と雇い労働者を使って4年間かけて造ったという。また棚田には必ず水が引いてあるが、その管理も棚田の保有者同士がアドホックに話し合う程度で組合のようなものは特にない。当然村は一切関知しない。水がいつでも豊富に取れることも水利組織のようなものを不要にさせている要因であろう。さらに棚田を保有する農家にとっても、棚田から得られる所得の比重はそれほど大きくはない。チューサイ村の棚田農家の場合、茶栽培、林業、仲買・輸送業など多種多様な部門からの所得のごく一部として棚田からの水稻作収入がある。逆にこうした多就業構造があるからこそ棚田耕作が維持されてきたとも言える。パラウン人より高いところにすむ

コーロンリーショー人はより高い土坡の棚田を作ってきたが、これは芥子栽培とセットになっていた。パラウン人たちよりも町から遠いところにいる彼らは容易には町から米を買ってくることができないためこれを棚田で自給的に栽培し、気候条件の厳しい山頂近くの畑に適した芥子栽培で現金収入を得ていたのである。ところが政府の麻薬撲滅運動が3年ほど前にこの地域にも及ぶようになり、芥子栽培が禁止されてしまった。そのため多くの村人たちが山を下りて出稼ぎに行くようになり、耕作放棄される棚田も出てきた。ここでも棚田はそれのみで存立していたわけではなかったのである。ミャンマー政府は現在焼畑耕作地にブルドーザを入れて、急ピッチで棚田あるいはそれに類する階段耕作地を造成しているが、この新たな耕地のみで生計が成り立たないとき、そこに農民が定着するかどうか、以上の行論から疑問の余地がないとはいえない。

棚田が経済的にはそれのみで存立できないとしたら、棚田耕作それ自体は環境保全的であっても、棚田を含む経済活動が環境にやさしいということには必ずしもならない。コーロンリーショー人の村の場合違法な芥子栽培が棚田を支えていたわけであるが、チューサイ村では茶の栽培なしには村の経済が回っていないかない。人口圧によって移動焼畑耕作での陸稲作をやめ、茶葉を作つて販売して米を購入する生活に移行して以来、茶作が村の主要産業となった。棚田のあるなしに関わらず村の大半の世帯が茶畑を持っており、茶の仲買や運搬、茶畑での農業雇用労働なども考慮すれば、すべての村民が茶と関わりを持って経済生活を送っているといつても過言ではない。

ところが茶の生産は山の環境に大きな負担をかける可能性がある。茶葉の蒸熱過程において大量の薪を必要とし、それは森林を伐採することによってしか得られないからである。十分な薪を確保しながら茶の生産を持続していくためには、何らかの方法で森林を確保しなければならない。日本の事例から考えるならば入会地を決めてそれを特定の集団が管理するという方法が想起される。クローズド・アクセスの共有林を確保し、それが再生可能な範囲内だけにしか

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

メンバーの薪炭材採取を許さないという方法である。だが少なくともナムカン周辺にはおよそ入会地と呼べるようなものがない。移動焼畑耕作をしていたときから誰でも入って木を切ったり火を入れたりできる、いわゆる無主地あるいはミャンマー語で「アミャーパイン (amyâ pain)」と呼ばれる「みんなの土地」はあったが、これらはオープン・アクセスであり、過剰伐採をまぬかれない。それでも、無主地が皆無になった時、膨大な管理コストや管理能力を必要とするであろう共有林を村人は選択しなかったのである。それではどうしたか。毎年茶葉を蒸熱し続けても再生可能な分だけの薪炭林を個々の農家の経営内に取り込んだのである。こうして成立した茶畠と薪炭林のセットは、土地を分割して相続するときもセットであった。このように過剰伐採のリスクを個人の責任で回避してきたのがこの地域の資源管理法であった。棚田の経済的サステナビリティは棚田とは別のところで担保されてきたのである。

以上述べてきたように、美しい棚田の景観に惹かれて村の中に入った筆者の見たものは、経済活動における棚田の比重の軽さと環境保全における棚田の重要性の小ささであった。だが村の所得分配に目を移してみると、棚田保有農家のほとんどが村の所得上位層に入っていた。棚田を保有する世帯は茶畠や薪炭林も持ち、さらに仲買・輸送業や公務員などの安定兼業職種からの所得も多い。仲買をするにはそれなりの前渡し用の資金を必要とし、輸送業にはトレーラーやトラックが必要である。また公務員や教師になるにはそれなりの教育費を支出しなければならない。棚田農家は飯米を購入することなく安定的に食料を確保することができ、茶葉、木炭、竹、薪などを販売した収入の一部を、非農業や教育への投資に振り向けることが可能である。村の草分けの血統につながる棚田農家は、祖先から受け継がれた相対的に有利な土地保有条件を利用して資本を蓄積し、これを元手に非農業部門の小ビジネスを経営して、村の所得上位層に留まっているのである。

しかしながら、土地に対する人口圧の増加は、茶畠と薪炭林をセットにした

分割相続慣行や棚田農家が茶畠や薪炭林を確保できる可能性を危うくしていくに違いない。茶畠と薪炭林のセットの面積がどんどん小さくなればどこかで経営的に立ち行かなくなり、セットでの分割相続は不可能になるであろう。事実チューーサイ村ではそのような事態が起り始めている。若い世代の中には親から茶畠だけしか相続できなかったものも出てきているのである。茶畠だけしかない場合茶葉蒸熱用の薪は購入せざるをえず、薪炭林を維持するというインセンティヴは働かない。薪を売る側にも薪炭林の再生能力を超えては売らないという制御ができるかどうか疑問である。薪炭林が小さくなればなるほど、生計維持のためには再生産レベルを超えて薪や炭を売らざるをえなくなるであろう。さらには棚田だけの相続も近い将来必ず起こるであろう。茶畠や薪炭林を持たない棚田農家はまだ村に存在したことがないので確定的なことは何もいえないが、非農林業部門での就業が棚田を維持していくのに十分な所得をもたらさなければ棚田は維持できないであろう。このように、入会地を持たずに森林環境の維持を自己の経営内で留保していくシステムは、人口が増えると不安定になるという脆弱性を持っている。ただしこうした問題は共有地でも起こりうるのでその点は同じである。この問題を解決するには相続人の人数を減らすしかない。相続可能な財は家畜、家屋、金銭、宝石、貴金属など土地以外にもいろいろと存在し、高等教育を与えることも相続のひとつとみなすことができるであろう。このように財・サービスのバスケットとして相続財産を想定するならば、慣習どおりに男子による分割相続が行われても、土地の細分化を避けることができる。土地を相続しない者がいても、彼がバスケットの中のその他の財やサービスを相続すれば慣習には反しないからである⁽²¹⁾。実際にこのような方法で分割相続をした世帯がここ5年間の間に3世帯あった。相続可能な土地に対する相続人の人口圧がさらに上昇するならば、こうした相続方法が一般化していくであろう。そのとき村は現在より多くの人口を村外に排出していくことになるであろう。

- 1 エーヤーワディ川中・下流部の中央平原地帯、およびそこから南方に細く伸びるタニンダーリー管区は「管区ビルマ（Divisional Burma）」と呼ばれ、ビルマ（ミャンマー）族が多く、その周りの諸州（State）には少数民族が居住している。この州管区の境界をもとに山間地域の面積を推定してみると、カチン州、カレン州、カヤー州、チン州、シャン州、およびザガイン管区の北半分の面積の合計値、約37万平方キロメートルがこれに相当する。この値はミャンマー国土総面積の約55パーセントに当たる。
- 2 代表的な著書は、高橋（1992）、および高橋（2000）。
- 3 「サイッピョーイェー（sai'pyôuyêi）」については、高橋[2000, 105]を参照。
- 4 農政調査委員会[2001, 9]
- 5 「日本の棚田（棚田学会シンポジウム/1999年8月3日/日本橋三越本店 三越劇場）中島峰広氏（早稲田大学）作成のレジュメより」、http://www.ne.jp/asahi/aoyagi/kenji/oryza/tanada_j.html。
- 6 耕地を階段状に造成しても、すべての造成耕地に水を供給できるとは限らないので、新たにできる階段耕作地のすべてが棚田と呼べるわけではない。水が供給できれば棚田、できなければ段々畑ということになろう。政府もそれを承知しており、造成される階段耕作地を当面は「コウンミンレーヤー（kounmyin leya）」すなわち「高地田畠」と、フレーガディッとは異なる、新たな用語で呼ぶことにしている。この地目は中国の「梯田」に近い概念といえよう。
- 7 世帯別調査は、筆者が作成したミャンマー語の質問表に基づき、筆者自身がミャンマー語で質問して行った。村のすべての男性は質問にミャンマー語で答えてくれたが、60歳以上の女性はミャンマー語を解さず、30歳以上の女性は筆者のミャンマー語は理解できるが、ミャンマー語では回答したがらなかった。このような場合、サークル村落区在住の女性書記にバラウン語—ミャンマー語通訳をお願いした。
- 8 正確に言うと、シュエリー川は中国とミャンマーの国境とはなっておらず、シュエリー川の北側の一部はナムカン郡に属し、逆に川の南側にも中国領が入り込んでいる。
- 9 ミャンマー語で民族を表す語は「ルーミョー（lumyôu）」であり、直訳すると「人種」となる。ミャンマー語辞典でその意味を調べると、「出自が同じで、慣習を同じくする人々」となる。ミャンマー語では日本人や朝鮮人もルーミョーである。本稿ではこれを「族」と訳すが、文脈から混乱の可能性がない場合は、ミャンマー

- 語のニュアンスにしたがって「人」と訳することにする。
- 10 村落区が最小の行政単位であり、その中に含まれる「村」は行政単位ではない。したがって、「村長」がいるのは村落区であり、その下に各村の責任者が置かれている。ミャンマーの行政単位については、[高橋 2000, 56]を参照のこと。
- 11 1960年代半ば以降、すべての農地は国家が所有し、農民には農地の所有権ではなく、耕作権のみが認められている。調査地域の農民たちは所有権という言葉を使用していたが、本稿では法制に則って以下「耕作権」を用いることにする。所有権から耕作権への制度変化については、[高橋 1998]を参照のこと。
- 12 未調査世帯はわずかに2世帯であるので、以下調査した58世帯を村の全世帯と呼ぶことにする。
- 13 棚田については「耕作権」を確認できるが、管区ビルマのように1年ごとに契約更新しているわけではないので、農民たちは「所有」していると考えている。茶畠と薪炭林については、当該世帯が「所存」しているといつても差し支えない。しかし、国家がすべての土地を所有するという建前から、ここでは使用、収益、処分の諸権利をもつ実質的所有権を「耕作権」で統一することにする。これは今まで筆者が使用してきた「耕作権」の概念とは大きく異なるものである。[高橋 1998; 2000, 114-116]
- 14 この地域の地形や農業の概要については[高橋 2000, 14-21]を参照のこと。
- 15 耕作権保有地とは実質的な所有地のことであり、経営地とはこの所有地に小作地を加えるか控除した、実際に作付や収穫を行っている農地のことである。
- 16 調査した58世帯の地日別保有面積をそれぞれの地目について合計した値。
- 17 耕作権保有世帯全体の平均保有面積が2.66エーカーに対し、棚田保有世帯の耕作権（棚田、茶畠、薪炭林を合計した）保有平均面積は4.62エーカー、経営面積に関しては、経営地のある世帯全体の平均値が2.67エーカーに対し、棚田経営農家の平均経営面積は5.17エーカーと、いずれも棚田を保有もしくは経営している世帯は、棚田に茶畠と薪炭林を加えた保有面積や経営面積が、棚田のない世帯に比べてかなり大きい。
- 18 茶木は植えてから50年以上もたっているので、成園費は無視した。
- 19 農業、林業、畜産、仲買・輸送、行商といった部門での就業者はそれらの職種を自ら営んでいるので自営業者である。これに対し、農業、林業およびその他の部門で雇用される労働者は労働力を直接販売して賃金をもらうという労働形態をとる賃労働従事者である。本稿では両範疇を明確に区別する。
- 20 調査時にはまだ公務員に対する米の配給があり、独身者には12ピー（1ピーは約

東北ミャンマー（ビルマ）山間地における棚田の経済的存立構造と資源管理

2.13キログラム），既婚者には14ピーが、公定価格で現物支給されていた。ここでは格安で配給された米を市場で売るものと仮定（実際にそのようにしている公務員が多い）し、その差額を現金給与に加算した。

21 筆者が調査したデルタ地方の村では既にこのような方法で相続が行われていた。

[高橋 1992, 141]

＜参考文献＞

- 齊藤照子 1979 「下ビルマ米作村の農業労働者—チュンガレー村におけるその実態—」『アジア経済』21 (11) 2-25.
- 高橋昭雄 1992 『ビルマ・デルタの米作村—「社会主義」体制下の農村経済—』（研究双書 423） アジア経済研究所。
- 1995 「上ビルマ農村の農外就業と階層構造—社会主義末期の一灌漑村を事例として—」 水野広祐編『東南アジア農村の就業構造』アジア経済研究所 51-78.
- 1998 「ビルマにおける農地法制の展開と農民の「所有権」—農地国有化法とネーヴィンの「農地制度革命」を中心に—」 加納啓良編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所 29-60.
- 2000 『現代ミャンマーの農村経済—移行経済下の農民と非農民—』 東京大学出版会。
- 中島峰広 1997 「棚田の現状と保全」『地理』42 (9) 43-49.
- 1999 『日本の棚田—保全への取組み』 古今書院。
- 農政調査委員会 2001 『棚田・里山の「再自然化」と「社会化』』（日本の農業 あすへの歩み 第217集） 農政調査委員会。
- Myanmar Information Committee. 1999. "Confusion Over The Name Of The Country-Myanmar Or Burma." *Information Sheet* No. B-1177(I), 9 December.
- pyānkyâyēi wunjīhtanā, nāmkâmmyōu [情報省 (ナムカン郡)]. 1995. *shān pyine nāhkâmmyōu myōdune thamāin* [シャン州ナムカン郡の歴史]. Namkam: pyānkyâyēi wunjīhtanā.
- pyidaunzù myanma naingando asōuyà, pinnyayēi wunjī hanta, myanmasa ahpwè [ミャンマー連邦教育省 ミャンマー語部]. 1991. *myanma abei'dan* [ミャンマー語辞典]. Yangon: myanmasa ahpwè.

[付記] 本稿は、平成13～15年度科学的研究費補助金（基盤研究(B)(2)）「ミャンマー北・

東跨境地域における生産物資源利用とその変容」（研究代表者：竹田晋也京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科助教授）研究プロジェクトに研究分担者として加わった際の成果の一部である。